

平成26年度福島県公債管理特別会計補正予算（第1号）

平成26年度福島県公債管理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ778,047千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,514,998千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		243,962	7,440	251,402
	1 財産運用収入	243,962	7,440	251,402
2 繰入金		23,049,083	△785,487	22,263,596
	1 一般会計繰入金	18,805,121	△792,927	18,012,194
	2 基金繰入金	4,243,962	7,440	4,251,402
歳入	合 計	43,293,045	△778,047	42,514,998

歳出

(単位千円)

歳出款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		43,293,045	△778,047	42,514,998
	1 公債費	43,293,045	△778,047	42,514,998
歳出	合計	43,293,045	△778,047	42,514,998

平成26年度福島県土地取得事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度福島県土地取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,118,879千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185,273千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		1,654,151	△1,528,259	125,892
	1 財産運用収入	4,151	143	4,294
2 繰入金	2 財産売却収入	1,650,000	△1,528,402	121,598
		1,650,000	△1,590,619	59,381
3 繰越金	1 基金繰入金	1,650,000	△1,590,619	59,381
		1	△1	0
	1 繰越金	1	△1	0
歳入	合計	3,304,152	△3,118,879	185,273

歳 出		(単位千円)			
歳 款	項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
1 基 金 管 理 費		4,152	142	4,294	
	1 基 金 管 理 費	4,152	142	4,294	
2 土 地 取 得 事 業 費		1,650,000	△1,590,619	59,381	
	1 公 共 用 地 取 得 事 業 費	1,650,000	△1,590,619	59,381	
3 繰 出 金		1,650,000	△1,528,402	121,598	
	1 基 金 繰 出 金	1,650,000	△1,528,402	121,598	
歳 出	合 計	3,304,152	△3,118,879	185,273	

第 2 表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
2 土地取得事業費	1 公共用地取得事業費		9,533
		道路事業費	9,453
		用地先行取得事業費	80
合	計		9,533

平成26年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計補正予算（第2号）

平成26年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51,383千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ359,992千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		3,290	235	3,525
	1 一般会計繰入金	3,290	235	3,525
2 繰越金		158,045	51,148	209,193
	1 繰越金	158,045	51,148	209,193
歳入	合 計	308,609	51,383	359,992

歳 出		(単位千円)			
歳 款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
1 母子父子寡婦福祉資金 貸付	1 母子父子寡婦福祉資金費	308,609	51,383	359,992	
		308,609	51,383	359,992	
歳 出	合 計	308,609	51,383	359,992	

平成26年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計補正予算（第2号）

平成26年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72,020千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,834,294千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		347,130	△120,009	227,121
	1 繰越金	347,130	△120,009	227,121
3 諸収入		860,184	192,029	1,052,213
	1 預金利息	2,267	0	2,267
	2 貸付金元利収入	857,861	192,029	1,049,890
	3 雑収入	56	0	56
歳入	合計	2,762,274	72,020	2,834,294

歳 出		(単位千円)			
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
1 中 小 企 業 高 事 付 貸	高度化資金費	2,239,418	174,548	2,413,966	
	中小企業高事付貸	2,239,418	174,548	2,413,966	
2 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 事 付 貸	資金費	522,856	△102,528	420,328	
	小規模企業者等設備導入資金費	522,856	△102,528	420,328	
歳 出	合 計	2,762,274	72,020	2,834,294	

平成26年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計補正予算（第2号）

平成26年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,963千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77,837千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 就農支援資金貸付勘定収入		42,911	△8,885	34,026
	3 諸 収 入	26,000	△8,885	17,115
4 就農支援資金業務勘定収入		274	△78	196
	1 繰 入 金	201	△109	92
	2 繰 越 金	73	3	76
	3 諸 収 入	0	28	28
歳 入	合 計	86,800	△8,963	77,837

歳 出		(単位千円)			
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
1 農 業 改 良 資 金		86,800	△8,963	77,837	
	3 就農支援資金貸付勘定	42,911	△8,885	34,026	
	4 就農支援資金業務勘定	274	△78	196	
	合 計	86,800	△8,963	77,837	
歳 出					

平成26年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成26年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ247,324千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 貸付勘定収入		243,000	△281	242,719
	1 繰越金	225,864	△706	225,158
2 業務勘定収入	2 諸収入	17,136	425	17,561
		4,210	395	4,605
歳 入	2 繰越金	4,208	395	4,603
	合 計	247,210	114	247,324

歳 出		(単位千円)			
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
1 林業・木材産業改善資金		247,210	114	247,324	
	1 貸付 勘定	243,000	△281	242,719	
	2 業務 勘定	4,210	395	4,605	
歳 出	合 計	247,210	114	247,324	

平成26年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成26年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80,312千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 貸付勘定収入		79,000	0	79,000
	1 繰入金	1	89	90
2 業務勘定収入	繰越金	21,400	△89	21,311
		1,223	89	1,312
歳入	合計	80,223	89	80,312

歳 出		(単位千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 沿岸漁業改善資金		80,223	89	80,312	
	1 貸付勘定	79,000	0	79,000	
	2 業務勘定	1,223	89	1,312	
歳 出	合 計	80,223	89	80,312	

平成26年度福島県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）

平成26年度福島県港湾整備事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ840,167千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,927,159千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加・変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		3,002	△2,102	900
	1 負担金	3,002	△2,102	900
2 使用料及び手数料		1,108,017	20,061	1,128,078
	1 使用料	1,108,017	20,061	1,128,078
3 財産収入		1,395,002	58	1,395,060
	1 財産売却収入	1,395,002	58	1,395,060
4 繰入金		4,450,528	△472,419	3,978,109
	1 一般会計繰入金	4,450,528	△472,419	3,978,109
6 諸収入		238	35	273
	1 雑収入	238	35	273
7 県債		2,662,000	△385,800	2,276,200
	1 県債	2,662,000	△385,800	2,276,200
歳 入	合 計	9,767,326	△840,167	8,927,159

歳 出		(単位千円)			
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
1 小名浜港港湾整備事業費		5,113,726	△403,728	4,709,998	
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	4,633,533	△361,654	4,271,879	
	2 荷 役 機 械 整 備 費	361,712	△3,558	358,154	
	3 上 屋 管 理 運 營 費	87,615	△32,293	55,322	
2 相馬港港湾整備事業費	4 港 湾 施 設 管 理 運 營 費	30,866	△6,223	24,643	
		4,644,664	△435,736	4,208,928	
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	1,649,420	△7,808	1,641,612	
	2 上 屋 管 理 運 營 費	50,661	△1,442	49,219	
3 中之作港港湾整備事業費	3 港 湾 施 設 管 理 運 營 費	13,166	△4,746	8,420	
	5 工 業 用 地 埋 立 造 成 費	2,925,100	△421,740	2,503,360	
		2,218	2,137	4,355	
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	2,218	2,137	4,355	
4 翁島港港湾整備事業費		6,718	△2,840	3,878	
	3 港 湾 施 設 管 理 運 營 費	6,718	△2,840	3,878	

歳	出	合	計	9,767,326	△ 840,167	8,927,159
---	---	---	---	-----------	-----------	-----------

第 2 表 繰越明許費補正

(1) 追加

(単位千円)

款	項	事業名	金額
2 相馬港港湾整備事業費	1 ふ頭埋立造成費		460,542
		ふ頭埋立造成費	10,552
	5 工業用地埋立造成費		449,990
		工業用地埋立造成費	449,990
合	計		460,542

(2) 変更

(単位千円)

款	項	事業名	金額		
			補正前	補正後	額
1 小名浜港湾整備事業費			215,000		1,369,413
	1 ふ頭埋立造成費		215,000		1,369,413
		ふ頭埋立造成費	110,000		1,065,902
2 相馬港湾整備事業費			105,000		303,511
		災害復旧費(再生・復興)	105,000		303,511
			130,000		667,703
1 小名浜港湾整備事業費			130,000		667,703
	1 ふ頭埋立造成費		130,000		667,703
		災害復旧費(再生・復興)	130,000		667,703
合	計		345,000		2,037,116

第3表 地方債補正

(単位千円)

起債の目的	補		正		前		補		正		償還の方法
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
ふ頭埋立造成費 (小浜事業費)	1,597,000	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後にあって は、当該見直 し後の利率)	起債日から35年以内(据 置期間を含む。)の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただ し、県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができると する。	1,422,100	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行 債券の発行価 格は、知事が定 める。 2 借入資金 政府資金その 他	年10%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後にあって は、当該見直 し後の利率)	起債日から35年以内(据 置期間を含む。)の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただ し、県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することができると する。			
	765,000								554,100		
計	2,662,000				2,276,200						

平成26年度福島県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成26年度福島県流域下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ873,031千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,104,140千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加・変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		3,304,698	△111,095	3,193,603
	1 負担金	3,304,698	△111,095	3,193,603
2 使用料及び手数料		62	6	68
	1 使用料	62	6	68
3 国庫支出金		745,000	△3,510	741,490
	1 国庫補助金	745,000	△3,510	741,490
4 財産収入		718	△221	497
	1 財産運用収入	718	△221	497
5 繰入金		11,588,607	△748,311	10,840,296
	1 一般会計繰入金	11,588,607	△748,311	10,840,296
8 県債		289,100	△9,900	279,200
	1 県債	289,100	△9,900	279,200
歳入	合計	16,977,171	△873,031	16,104,140

歳 出		(単位千円)			
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
1 流域下水道事業費		16,977,171	△ 873,031	16,104,140	
	1 管 理 費	10,950,167	△ 838,369	10,111,798	
	2 建 設 費	1,301,800	△ 27,997	1,273,803	
	3 公 債 費	1,513,892	△ 6,665	1,507,227	
歳 出	合 計	16,977,171	△ 873,031	16,104,140	

第 2 表 繰越明許費補正

(1) 追加

(単位千円)

款	項	事業名	金額
1 流域下水道事業費			15,120
	2 建設費		15,120
		流域下水道費	15,120
合	計		15,120

(2) 変 更

(単位千円)

款	項	事 業 名	金 額		
			補 正 前	補 正 後	後
1 流域下水道事業費			96,000		405,248
	2 建設費		96,000		405,248
		流域下水道整備費	96,000		405,248
合	計		96,000		405,248

第3表 地方債補正

(単位千円)

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道費	14,500	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行	年10%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金につい て、利率の 見直しを行 った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	起債日から35年以内(据 置期間を含む。)の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただし、 県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することのできるものと する。	12,200	1 借入方法 普通貸借又は 債券発行	年10%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金につい て、利率の 見直しを行 った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	起債日から35年以内(据 置期間を含む。)の期間 において資金の融通条件 及び知事の定めるところ により償還する。ただし、 県財政の都合により 繰上償還をし、償還年限 を短縮し、又は借換えを することのできるものと する。				
流域下水道整備費	274,600	2 借入資金 政府資金その 他			267,000	2 借入資金 政府資金その 他						
計	289,100				279,200							

平成26年度福島県証紙収入整理特別会計補正予算（第1号）

平成26年度福島県証紙収入整理特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22,161千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,315,767千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 証紙収入		3,295,700	△ 42,693	3,253,007
	1 証紙収入	3,295,700	△ 42,693	3,253,007
2 繰越金		42,227	20,532	62,759
	1 繰越金	42,227	20,532	62,759
歳入	合計	3,337,928	△ 22,161	3,315,767

歳出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰出金		3,304,989	△22,161	3,282,828
	1 一般会計繰出金	3,304,989	△22,161	3,282,828
歳出	合計	3,337,928	△22,161	3,315,767

平成26年度福島県奨学資金貸付金特別会計補正予算（第2号）

平成26年度福島県奨学資金貸付金特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,605千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ755,202千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		914	57	971
	1 財産運用収入	914	57	971
3 繰入金		337,511	0	337,511
	1 一般会計繰入金	337,511	0	337,511
5 諸収入		230,741	7,548	238,289
	2 貸付金元利収入	230,696	7,198	237,894
	3 雑収入	44	350	394
歳入	合計	747,597	7,605	755,202

歳 出		(単位千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
1 奨学資金貸付事業費		747,597	7,605	755,202	
	1 奨学資金貸付事業費	747,597	7,605	755,202	
歳 出	合 計	747,597	7,605	755,202	

平成26年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 平成26年度福島県工業用水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 業務の予定量を次のとおり補正する。

事 項	既決予定量	補正予定量	計
(1) 給水件数	69件	2件	71件
(2) 年間総給水量	324,112,700立方メートル	182,500立方メートル	324,295,200立方メートル
(3) 一日平均給水量	887,980立方メートル	500立方メートル	888,480立方メートル

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収入			
第1款 工業用水道事業収益	2,764,915千円	△55,068千円	2,709,847千円
第1項 営業収益	2,281,478千円	19,072千円	2,300,550千円
第2項 営業外収益	436,675千円	△78,509千円	358,166千円
第3項 特別利益	46,762千円	4,369千円	51,131千円
支出			

第1款 工業用水道事業費用	2,699,513千円	△123,343千円	2,576,170千円
第1項 営業費用	2,505,301千円	△113,043千円	2,392,258千円
第2項 営業外費用	174,122千円	△10,038千円	164,084千円
第3項 特別損失	20,090千円	△262千円	19,828千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額739,822千円は、過年度分損益勘定留保資金453,117千円及び当年度分損益勘定留保資金286,705千円で補填するものとする。)

科目	既決予定額	補正予定額	計
収入			
第1款 資本的収入	1,591,678千円	△126,907千円	1,464,771千円
第1項 企業債	1,470,900千円	△137,800千円	1,333,100千円
第2項 出資金	118,776千円	8,036千円	126,812千円
第3項 工事負担金	2,000千円	2,857千円	4,857千円
支出			
第1款 資本的支出	2,373,199千円	△168,606千円	2,204,593千円
第1項 建設改良費	1,628,501千円	△100,870千円	1,527,631千円
第2項 企業債等償還金	729,582千円	△52,622千円	676,960千円
第4項 国庫補助金等精算金	15,115千円	△15,114千円	1千円

(継続費の補正)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

款	項	補	正	前	年	割	額
		事	業	総	度	年	額
		業	名	額	年	割	額
		事	名	額	度	年	額
1	資本的支出	1	建設改良費	763,597千円	平成24年度	66,935千円	
			工事費		平成25年度	0千円	
			自家発電機設備更新工事費	564,840千円	平成26年度	696,662千円	
					平成26年度	50,000千円	
					平成27年度	514,840千円	

補 後

款	項	補	正	後	年	割	額
		事	業	総	度	年	額
		業	名	額	年	割	額
		事	名	額	度	年	額
1	資本的支出	1	建設改良費	695,352千円	平成24年度	66,935千円	
			工事費		平成25年度	0千円	
			自家発電機設備更新工事費	547,114千円	平成26年度	628,417千円	
					平成26年度	32,274千円	
					平成27年度	514,840千円	

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
相馬工業用水道事業		平成26年度から		48,000千円		

平成27年度まで

(企業債の補正)

第7条 企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	補 限度額	正		前		償還の方法
		起債の方法	利率	起債の方法	利率	
工業用水道建設工事費	1,635,300千円	1 借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直しの利率)	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直しの利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通を確保し、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができないものとする。
		2 借入資金	政府資金その他			
工業用水道建設工事費	1,333,100千円	1 借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直しの利率)	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直しの利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通を確保し、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができないものとする。
		2 借入資金	政府資金その他			

見直しを行
った後にお
いては、当
該見直し後
の利率)

平成26年度福島県地域開発事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 平成26年度福島県地域開発事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 業務の予定量を次のとおり補正する。

事 項	既決予定量	補正予定量	計
土地処分面積	63,388平方メートル	△39,361平方メートル	24,027平方メートル

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 地域開発事業収益	1,999,603千円	△1,098,351千円	901,252千円
第1項 営業収益	935,814千円	△549,568千円	386,246千円
第2項 営業外収益	27,630千円	625千円	28,255千円
第3項 特別利益	1,036,159千円	△549,408千円	486,751千円
支 出			
第1款 地域開発事業費用	6,236,162千円	△983,297千円	5,252,865千円
第1項 営業費用	898,432千円	△560,041千円	338,391千円

第2項 営業外費用	212,769千円	△6,787千円	205,982千円
第3項 特別損失	5,124,961千円	△416,469千円	4,708,492千円

(資本的支出の補正)

第4条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額209,418千円は、過年度分損益勘定留保資金209,418千円で補填するものとする。)

科目	既決予定額	補正予定額	計
支出			
第1款 資本的支出	1,811,820千円	13,185千円	1,825,005千円
第1項 いわき四倉中核工業団地	36,620千円	200千円	36,820千円
第2期整備事業費			
第2項 企業債等償還金	1,575,000千円	13,185千円	1,588,185千円
第3項 建設改良費	200千円	△200千円	0千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科目	既決予定額	補正予定額	計
交際費	30千円	40千円	70千円

(重要な資産の処分の補正)

第6条 重要な資産の処分を次のとおり補正する。

補正前

種 類	名 称	数 量	処分の態様
処分する資産	田村西部工業団地	35,002平方メートル	売却
	白河複合型拠点	28,386平方メートル	売却

補 正 後

種 類	名 称	数 量	処分の態様
処分する資産	白河複合型拠点	24,027平方メートル	売却

平成26年度福島県立病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成26年度福島県立病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 業務の予定量を次のとおり補正する。

事 項	既決予定量	補正予定量	計
患 者 数			
入 院 患 者 年 間 患 者 数	77,376人	△5,156人	72,220人
1日平均患者数	212人	△14人	198人
外 来 患 者 年 間 患 者 数	94,791人	20人	94,811人
1日平均患者数	389人	0人	389人

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 病院事業収益	7,079,767千円	115,017千円	7,194,784千円
第1項 医業収益	3,042,552千円	△142,273千円	2,900,279千円
第2項 医業外収益	4,035,073千円	244,619千円	4,279,692千円

第3項 特別利益	2,142千円	12,671千円	14,813千円
支 出			
第1款 病院事業費用	8,463,683千円	214,667千円	8,678,350千円
第1項 医療費用	6,186,888千円	△83,332千円	6,103,556千円
第2項 医療外費用	317,875千円	△19,391千円	298,484千円
第3項 特別損失	1,958,920千円	317,390千円	2,276,310千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額128,312千円は、当年度分損益勘定留保資金128,312千円で補填するものとする。)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 資本的収入	977,300千円	234千円	977,534千円
第1項 企業債	193,700千円	80,000千円	273,700千円
第2項 負担金	673,379千円	△79,767千円	593,612千円
第5項 雑収入	13千円	1千円	14千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,105,612千円	234千円	1,105,846千円
第2項 企業債償還金	668,355千円	233千円	668,588千円
第4項 県立病院施設整備基金積立金	12千円	1千円	13千円

(企業債の補正)

第5条 企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額	補正		償還の方法
		前	後	
企業債償還金	0千円	-	-	-
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
企業債償還金	80,000千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条 件及び知事の定めるところにより償 還する。ただし、事業会計の都合に より繰上償還をし、償還年限を短縮 し、又は借換えをすることができ るものとする。

(一時借入金の補正)

第6条 一時借入金の限度額を次のとおり補正する。

既決予定額	補正予定額	計
2,000,000千円	△500,000千円	1,500,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第7条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	3,846,182千円	15,861千円	3,862,043千円

(他会計からの補助金の補正)

第8条 共済組合追加費用、統轄管理経費、基礎年金拠出金公的負担経費、児童手当経費、経営改革支援経費、退職手当対応経費、県立病院改革プラン実行経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

既決予定額	補正予定額	計
1,191,830千円	△120,490千円	1,071,340千円

(たな卸資産購入限度額の補正)

第9条 たな卸資産購入限度額を次のとおり補正する。

既決予定額	補正予定額	計
572,680千円	△21,895千円	550,785千円

(重要な資産の処分)

第10条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

処分する資産	種類	名称	数量	処分の態様
	建物	院 喜多方市字稻清水2347番地 鉄筋コンクリート造6階建一部平屋建	5,494.95㎡	解体撤去
		りハビリ 喜多方市字稻清水2334番地 テーシヨン コンクリート造平屋建	131.70㎡	同上

C	T	喜多市字稲清水2334番地 鉄筋コンクリート造平屋建	77.51㎡	同	上
霊	安	喜多市字稲清水2334番地 鉄筋コンクリート造平屋建	19.05㎡	同	上
車	庫	喜多市字稲清水2334番地 コンクリートブロック平屋建	56.73㎡	同	上
構	築	物	外灯、自転車置場、構内舗装	一 式	上

